議案第88号 説明資料

幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|--|--|
| ○幕別町子育て支援センター条例 (平成13年9月14日 条例第20号) | ○幕別町子育て支援センター条例 (平成13年9月14日 条例第20号) |
| 第1条 略 | 第1条 略 |
| (名称及び位置) 第2条 略 2 幕別子育て支援センターに次のとおり分室を設置する。 | (名称及び位置) 第2条 略 2 幕別子育て支援センターに次のとおり分室を設置する。 名称 位置 幕別子育て支援センターまくべつ 幕別町寿町2番地5 (幕別中央保育所内) 幕別子育て支援センターあおば 幕別町札内青葉町185番地12 |
| 第3条 略 2 分室で行う事業は、前項第1号及び第3号に規定する実施内容とする。 | 第3条 略 2 分室で行う事業は、次のとおりとする。 (1) 幕別子育て支援センターまくべつ 前項第1号及び第3号に規定する実施内容 (2) 幕別子育て支援センターあおば 前項第1号、第2号及び第4号に規定する実施内容 |
| (特別保育事業の利用の承認) 第4条 前条第1項第3号及び <u>第2項</u> による特別保育事業を利用しようとする児童 の保護者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。 | (特別保育事業の利用の承認) 第4条 前条第1項第3号及び <u>第2項第1号</u> による特別保育事業を利用しようとす る児童の保護者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。 |

| — : | |
|--|---|
| 現行条例 | 改 正 条 例 |
| (特別保育事業の費用の負担) 第5条 第3条第1項第3号及び <u>第2項</u> による特別保育事業を利用する児童の保護 者は、特別保育事業に要する費用として、別表に定める額を負担しなければなら ない。 2 略 | (特別保育事業の費用の負担) 第5条 第3条第1項第3号及び <u>第2項第1号</u> による特別保育事業を利用する児童 の保護者は、特別保育事業に要する費用として、別表に定める額を負担しなけれ ばならない。 2 略 |
| 第6条 略 | 第6条 略 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |